

渋川市監査委員公告第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 31 日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 田 邊 寛 治

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の基準

渋川市監査基準（令和 2 年渋川市監査委員公告第 2 号）

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

3 監査の対象、期間、対象年度等

監査の対象	令和 5 年度 一般会計、特別会計		
対象部局等	建設交通部 上下水道局 議会事務局	情報防災部 市民環境部	総合戦略部 福祉部
監査の期間	令和 6 年 1 月 4 日～ 令和 6 年 1 月 30 日	令和 6 年 2 月 1 日～ 令和 6 年 2 月 27 日	令和 6 年 3 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 25 日

4 監査の着眼点

（１） 財務事務監査

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

（２） 経営に係る事業管理監査

市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

5 監査実施内容

財務に関する事務の執行について、歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取するとともに、関係書類、諸帳簿等を監査した。

監査に当たっては、財務に関する事務が法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかなどに重点を置き検証した。

6 監査の実施場所

渋川市監査委員事務局

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていた。

なお、軽易な事務改善が見受けられた事項については、部局長等に対し指示したので記述を省略した。

8 その他必要と認める事項

なし